# 国際関係論叢

## 第10巻 第2号

#### 論 説

The Barriers to Community Forest Management: A Case Stud	ly of	
Community Forest User Groups in Palpa		
I	RINOD Rhattarai	30

2021 (令和 3) 年 11 月 東京外国語大学国際関係研究所

# TOKYO FUCHU INTERNATIONAL STUDIES JOURNAL

### Vol. 10 No. 2 NOVEMBER 2021

CO	NT	TE:	NΊ	ГS
----	----	-----	----	----

#### **ARTICLES**

The Barriers to Community Forest Management: A Case Study of	
Community Forest User Groups in Palpa	
BINOD Bhattara	ai 39

Institute of International Relations Tokyo University of Foreign Studies Fuchu, Tokyo, Japan

#### 執筆者紹介 (掲載順)

BINOD Bhattarai 気象大学校非常勤講師 (バタライ ビノド)

> 国際関係論叢 第10巻 第2号 令和3年11月30日 発行

編 集 東京外国語大学国際関係研究所 発 行 東京外国語大学国際関係研究所 東京都府中市朝日町 3-11-1 Tel 042-330-5480 / Fax 042-330-5481 E-mail iir@tufs.ac.jp

印 刷 株式会社 松本印刷社 東京都文京区湯島 3-32-14 三王湯島ビル 302

#### DEPOSISSED FORMS

- 本刊行物は、国立大学法人東京外国語大学協問間 保研的所による発信批准との性格において、社会科学 分野の学術的な研究成果を掲載する論文誌として発 行される。
- 本刊行物は 自知問題協議員を正式名称とし、英語での名称には Tokyo Facha International Studies Journal を用いる。
- 4.社会科学分野での研究交流を目的とした媒体として、自知問題は論教」における論述は、傾応、研究者への検官を会理に日本部ないし英語で行う。
- 研究成果の発信媒体としての役割を企業に、 [18] 間間接論数1 は年二回、定期的に発行される。
- 6、発行者は、本刊行機管に沿って、「国際関係協裁」の投稿規程を定める。なお、「国際関係協議」の編集者は国立大学法人東京外協議大学国際関係研究所とする。

#### DISTRIBUTE LIBERT STATEMENT

#### (投稿対象)

- 1. 技能論考は、各号の原稿掲載受付締切目において、 下記 15% うかいずれかに該当する者を第一著者と する社会科学分野の学術研究成果原稿とする。
  - 国立大学法人東京外国路大学(以下、本学)の専任 教員
  - 2) 本学の大学院連携課態教員
  - 3) 技能原稿に関する分野で日本の大学の博士に相当する国内外の学位を有し、本学において「研究員」との名称のついた職にある者
- 4) 本学の大学院にはいて過去60ヵ月内に投稿原稿の内容に関する分野で博士の学位を取得した者
- 本学の大学院博士後期課程を過去 60 ヵ月内に選 学し、他大学に専任教員として存職中の者
- 6)本学の名誉教授、適去60ヵ月内に本学を退職した元専任教員、あるいは本学に専任教員として19年以上の存職所のある元専任教員
- 7) その他、当該号掲載予定の他の原稿と直接かつ具 体的な関連をあらかじめ想定しての執筆など、当 該号への投稿の妥当性ならびに必要性を編集者に よって認められた者
- 2. 数積原稿は未発表のものに限る。学会報告ペーパーなど、事後の報託を思定した中間報告の性務をもつ文章については、他者の種料を侵害しない限りにおいて、

て、修正を加えた上での投稿を認める。

#### (HMESSS))

 原稿は、論説、研究ノート、書評論文、その他の4 項目に分けて掲載される。

#### (株策市語)

4. 執筆に用いる言語は日本語ないし英語とする。

#### (体制)

5. 原稿の形式は、服舎き、検書きいずれも可とする。 原稿の長さ、見出し・註・文献単元の体裁。日次・要旨 の有無は、投稿者の裁量とする。長文の場合はなおま かな日安として、日本訓解稿機算で 40000 字程度相当以 は、複数号にまたがっての分割掲載をお願いすること がある。

#### etten

- 6. 原稿の提出は編集者たる限立大学法人東京外国語大学国際開発研究所に、Word 形式の電子ファイル原稿として E メールへの部付で行う。後日プリントアウトの提出をさらに説明する場合もある。
- 7. 原稿拠担実に、政権者は、日英両訴表記による論文 執策者全局の氏名と所属、ならびに日本語論文の場合は 論文の英文タイトル、さらに原稿の掲載希望項目を編集 者に連絡する。
- 8. 原稿は個時受け付ける。掲載は、編集者から別途案 内される場合を除き、各年第一号については発行前年の 10月20日、同第二号については発行年の4月20日ま でに国際関係研究所が受け付けたものを対象とする。

#### (4640)

- 9、穀積された原稿の掲載可否は、刊行機管と投稿規程 に関らし、編集者が総合的に判断する。その際、採用原 権について、投稿者に修正を求めることがある。なお、 原稿の内容に起因する責任は投稿者が負うものとする。
- 10. 各号への原稿の掲載順は上記掲載項目ごとの投稿受付額を期間とする。ただし編説について、直前号で管頭に掲載された編文の執筆者による原稿はこのかぎりでない。

#### (校正)

 著者校正は二回までとする。校正に関する諸手続き について、投稿者は編集者の指示に従うものとする。

#### (その他)

- 掲載値の著者は発行者に対し、当該掲載順の著作権 法上の複製権ならび公衆送信権を許諾するものとする。
- その他本規程にかかわる手続きの詳細は、随時、編集者が定めて紹介する。